

コミュニティセンターや支所に出張します マイナンバーカード申請サポート

マイナポイントの対象となる、マイナンバーカードの申請期限が12月末まで延長されました。まだ、マイナンバーカードをお持ちでない人に、各会場に職員が出張して顔写真の無料撮影と申請手続きをサポートします。

とき・ところ

とき	ところ
11月 8日 (火)	利南地区コミュニティセンター
10日 (木)	川田地区コミュニティセンター
15日 (火)	池田地区コミュニティセンター
17日 (木)	薄根地区コミュニティセンター
22日 (火)	白沢支所
24日 (木)	利根支所

受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時

対象 申請者本人

必要書類 (本人確認書類は有効期限内の原本に限る)

- 二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書
- ※お持ちでない人は、事前に市民課までご連絡ください
- 本人確認書類(A2点またはA1点+B1点)
- A運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に



マイナンバーカード申請



マイナポイントについて

1002185

問合せ 市民課管理戸籍係 ☎3008

交付されたもの)、パスポート、住基カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、一時庇護許可書、仮滞在許可書、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など

B各種健康保険証、福祉医療費受給資格者証、船員保険証、後期高齢者医療受給者証、介護保険の被保険者証、年金手帳、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、高齢者証、精神障害者保健福祉手帳(顔写真なし)、生活保護受給者証、学生証、預金通帳など

※通知カードの返却または個人番号通知書の提示があればA1点またはB2点でも可

- 通知カード(お持ちの方のみ)
- 住基カード(お持ちの方のみ)

【申請者が15歳未満または成年被後見人の場合、以下の書類も必要】

- ▽法定代理人の本人確認書類(A2点またはA1点+B1点)
- ▽成年被後見人の場合、発行後3カ月以内の登記事項証明書

10月1日付で任命と委嘱

新たな教育委員・人権擁護委員を紹介します

教育委員の任命



武藤英子さん

教育委員会は教育長と4人の委員で構成されています。このうち、武藤英子さん(清水町)が議会の同意を得て、10月1日付で委員に任命されました。

問合せ 教育総務課総務係 ☎内線 3303

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、人権啓発活動や人権問題の相談に応じるなど、人権に関するさまざまな活動に取り組んでいます。本市では人権擁護委員として11人が活動しており、10月1日付で金子直人さん(高橋場町)が委嘱されました。

問合せ 市民協働課市民相談係 ☎内線 3056

●特設人権相談所の開設

12月4日(日)から10日(土)は「人権週間」です。いじめ、セクハラなどの人権問題、家庭内のもめごとなどで悩んでいる人は、人権擁護委員が相談に応じます。

とき 12月5日(月) 午後1時～3時

ところ テラス沼田4階防災会議室403

●電話相談

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110)や法務省のインターネット(<https://www.jinken.go.jp/>)でも受け付けています。

問合せ 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4426